

# 離婚協議書

夫名前（以下「甲」という）と妻名前（以下「乙」という）は、甲乙間の婚姻の解消に関する件（以下「本件」という。）について、以下のとおり合意する。

## 第1条（離婚の合意）

甲及び乙は、本日、協議離婚すること及び乙がその届出を速やかに行うことを合意する。

## 第2条（親権）

甲乙間の続柄子ども名前（令和元年1月1日生、以下「丙」という）の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

## 第3条（養育費）

- 甲は乙に対し、丙の養育費として、令和6年6月から満20歳に達する月まで（大学、短大、専門学校またはこれに準ずる高等教育機関に進学した場合は、卒業する月まで）、1か月●万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月●日限り、乙の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。なお、丙が高校卒業後、進学せずに就職した場合は、就職した日の属する月の前月までとする。
- 当事者双方は、前記子の病気、進学等の特別の費用の負担については、別途協議するものとする。
- 将来、物価の変動、甲又は乙の再婚、甲又は乙が、新たに前記子以外の子の扶養を行うこと、甲又は乙の失職その他事情の変更があったときは、甲

と乙は、前記子の養育費の変更について、誠実に協議し、円満に解決するものとする。

#### 第4条（面会交流）

乙は、甲に対して、甲が前記子と面会交流することを認め、その具体的な日時、場所及び方法等については、子の利益を最優先に考慮し、甲及び乙が協議して定める。

#### 第5条（財産分与）

甲と乙における、お互いの名義の預貯金については、それぞれが取得するものとする。

#### 第6条（勤務先と住所変更の通知義務）

甲は、本合意書締結日以降、勤務先または住所を変更した場合、速やかに乙に対して変更後の勤務先または住所を通知するものとする。

#### 第7条（清算条項）

甲及び乙は、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、相互に何かの財産上の請求をしないことを約する。

#### 第8条（公正証書）

甲及び乙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

以上の合意成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

(甲) 住所

氏名

印

(乙) 住所

氏名

印